

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(案)に対する意見募集の結果
(総務省関係のみ)

No.	意見提出者	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
1	匿名	<p>(4)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)の一部改正 について 個人番号カードの交付を速やかに受ける必要がある者として政令で定めるものとして、一定年齢未満の者、国外からの転入者、個人番号カードを紛失した者等を規定する。との方針について、カードが利用できない期間を最小化する意義は大きく、方向性としては賛同します。他方、ここに、紛失していなくとも券面破損やICチップ読み取り不能、機能損失等、オンライン資格確認や各種本人確認における本人認証の手段として用いることが困難な事情が生じたことによる再発行の場合も明示的に含めていただきたいです。カードを所持していたとしても、重要な機能が失われた場合には、券面の紛失と同程度の不利益があり、早急なカード可用性の回復が必要と考えるためです。</p> <p>また、以下、今回の政令案には直接関係しませんが、現在、カードの有効期限満了に伴う再発行について運用改善を要望します。現在、期限満了の3ヶ月前に通知書が発送され、実際に届くのは失効2~3ヶ月前である上、時期によりますが、カードの交付まで申請から1~2ヶ月かかります。つまり、制度上は有効期限満了前3ヶ月は猶予を確保することになってはいますが、実際には通知書が郵送で届いてから2週間程度の間速やかに申請を完了できなければ、新カードが手元に来る前に旧カードが失効する空白期間が生じるおそれがあります。実際、マイナポイント事業でカード受領窓口が混雑している時期に有効期限が到来したため、満了による更新をせざるを得なかった私は、通知書到達後3週間経過した時点で有効期限(誕生日)の1ヶ月前である日にオンラインで更新申請を行いました。実際に新カードの受領ができたのは有効期限満了から1ヶ月経過した時点でした。その間、電子証明書の利用ができず、非常に不便でした。</p> <p>出張などで投函されてから数日は通知書を見ることができないことがありますし、更新にあたっては顔写真の撮影等も必要であることから、通知書の投函から(手元のカードの有効期限切れの期間を生じさせないために必要な)申請の実質的期限までの期間が短ければ短いほど、勤労者の手続負担は大きくなります。</p> <p>そこで、J-LISや自治体における事務に要する時間でタイムロスが生じ、申請者側に残された時間が削られることで更新申請の負担が増加することを防ぐため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナポータル及びマイナポータル通知用の電子メールアドレス宛にも、有効期限3ヶ月前の当日に申請書ID及び交付申請用QRコードを通知するよう改善する ・少なくとも有効期限1ヶ月以上前に申請された更新については、有効期限までに申請者の手元に新カードを届けられるよう、未発行者による申請よりも優先的に処理するなどJ-LISにおける優先順位の改善を検討する <p>ことなどにより、勤労者にも手続のための時間が最大限確保されるよう検討いただきたいです。マイナカードなしではできない手続がますます増える中、有効なカードが手元にない期間を最小化することにより、カード不存在による不利益を防ぐという意味では、今回の法律・政令の改正と同様の問題意識に立っていると思います。どうかよろしく申し上げます。</p>	<p>お示しのケースは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年総務省令第85号)の改正により、個人番号カードの交付を速やかに受けることができることとされています。</p> <p>その他の部分につきましては、ご意見として承ります。</p>	無
2	匿名	<p>個人番号カードの交付を速やかに受ける必要がある者として政令で定めるものとして、「国外からの転入者」とありますが、これは外国籍の人も含むという解釈ですか。</p> <p>違うのならそれでよいのですが、もしそうなら速やかには交付せず、慎重な審査対応をお願いしたいです。</p>	<p>個人番号カードを取得することができる外国人については、別途、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年総務省令第85号)の改正により、個人番号カードの交付を速やかに受けることができることとしているため、政令における「国外からの転入者」の規定の中には含まれません。</p> <p>なお、速やかに交付する場合であっても、本人確認等の手続が簡略化されるものではなく、申請時に通常の発行と同等の対面での厳格な本人確認がなされます。</p>	無
3	匿名	<p>「一定年齢未満の者の顔写真の表示の不要化」とのことですが、一定年齢未満の定義が分からないのですが、0歳児も親の代理でマイナンバーカード作成可能となるということでしょうか。本人の意思を確認できないのにそもそも代理できるようにすることではありません。</p> <p>また、その代理人がマイナンバーカードを受け取る際に、顔写真の無い本人確認書類でも可能とするのも良くないと思います。</p> <p>(同趣旨の質問他1件)</p>	<p>一定年齢未満の者とは1歳に満たない乳児のことを指すこととしています。法定代理人である親権者は、子の意思を代理できると解され、現行制度においても、0歳児であっても親権者の代理によって個人番号カードの交付を受けることは可能です。</p> <p>なお、今般の改正において、カードの交付時に顔写真なしの本人確認書類を提示することが認められるのは、交付申請者である乳児の本人確認書類についてであり、代理人がカードを受け取る際には、代理人に係る顔写真付きの本人確認書類が別途必要となります。</p>	無

No.	意見提出者	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
4	個人	<p>何歳にも関わらず個人番号カードへの顔写真添付は必要。幼児までは免除しても構わないが、それ以上の年齢は5年に一度の貼り替えはする必要があると思います。</p> <p>また、申請時においての顔写真の提出は必須です。無ければ誰が申請したのか判りません。中国人や韓国人等嘘をついて日本に入り込む輩に不正に利用されてしまいます。日本人を守る施策をお願い致します。</p>	<p>個人番号カードへの顔写真の添付を不要としているのは、1歳未満の乳児であり、5歳の誕生日を迎え、カードの更新を行うタイミングで顔写真を添付することとしています。</p> <p>1歳未満の乳児以外による申請については、いずれの者も顔写真の添付を必須としています。</p>	無
5	匿名	<p>(4)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)の一部改正・個人番号カードの交付を速やかに受ける必要がある者として政令で定めるものとして、一定年齢未満の者、国外からの転入者、個人番号カードを紛失した者等を規定する。</p> <p>については、本来「任意」として導入された個人番号カードであるにも関わらず、紛失した場合や国外から転入した場合には有無を言わず個人番号カードを受け取る必要があるとしている点で、極めて悪質である。個人番号カードについては、偽造やデータ漏洩等が多く見つかったにもかかわらず、政府はなんの責任も取らず対応も取っていない状況にあり、個人の財産権が脅かされている。紛失した場合であろうと国外からの転入であろうと、「任意」の個人番号カードを持たなくともよい選択肢があらねばならない。</p>	<p>本規定の趣旨は、個人番号カードを申請する者のうち、速やかにカードを取得する必要があると認められる者を定めるものであり、カードの取得が申請者の申請に基づく任意であることはこれまでと変わりません。</p>	無
6	匿名	<p>まず、一定年齢以下は写真が不要になったということですが、健康保険証は顔写真がないことで不正利用があるからと、マイナンバーカードを保険証として利用することの理由の一つとして一般によく言われてきているにもかかわらず、顔写真をなくすのであれば、顔写真のないマイナンバーカードは保険証として利用不可で、機能も写真ありのものより制限すべきです。</p> <p>次に、個人番号カードの交付は任意のはずなのに速やかに取得すべきものとして明記するというのは明らかに矛盾しています。記載の削除を求めます。</p>	<p>1歳未満の乳児については、一般的に、親権者がカードの代理申請を行っていますが、基準を満たす顔写真を撮ることが容易でないこともあり、特に出生直後などにおいて写真撮影が一定の負担となっていることが、カードの申請にあたっての一つの障害になっていると考えられることから、その負担の軽減を図るために顔写真なしのカードを今般創設したところです。</p> <p>なお、乳幼児については、法定代理人(親権者等)が各種手続を行うことが通常であり、乳幼児が単独で顔写真なしカードを用いて本人確認を行う場面は想定されないものと考えています。</p> <p>また、対象者の規定ぶりについては、個人番号カードを申請する者のうち、速やかにカードを取得する必要があると認められる者を定めるものであり、カードの取得が申請者の申請に基づく任意であることはこれまでと変わりません。</p>	無
7	個人	<p>1歳未満の顔写真不要というのは、悪用されそうで、要注意です。どのように不正を防止するのでしょうか？</p>	<p>一定年齢未満の者の顔写真の表示について、乳幼児は成長による顔の変化が著しく、顔写真を用いた本人確認を必ずしも高い認証強度で行えないことから、実態として、個人番号カードに表示された乳幼児の顔写真を用いて本人確認を行う場面が少ないこと、また、親権者等が代理人として乳幼児に係る各種手続を行うことが多いことを踏まえて、一定年齢未満の者の顔写真の表示を不要としても差し支えないと考えています。</p>	無

【意見提出 8件】